

# 第32回総会議事録

(令和5年2月24日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第32回総会 議事録	
日 時	令和5年2月24日（金曜日）14時15分～16時38分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 22名 （農業委員12名・農地利用最適化推進委員10名） 欠席農業委員数 3名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第3号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 農地利用集積計画の決定について</p> <p>第11号議案 農地中間管理事業の農用地利用配分計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>税制改正要望のとりまとめについて</p> <p>※第33回総会（3月24日開催）において審議決定 県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて</p>

※第 34 回総会（4 月 25 日開催）において審議決定

審議結果

第 1 号議案

- 15 号 許可相当
- 16 号 許可相当
- 17 号 保留
- 18 号 許可相当

第 2 号議案

- 31 号 承認
- 32 号 承認
- 33 号 承認
- 34 号 承認
- 35 号 承認
- 36 号 承認

第 3 号議案

- 14 号 承認

第 4 号議案

- 82 号 承認
- 83 号 承認
- 84 号 承認
- 85 号 承認
- 86 号 承認
- 87 号 承認
- 88 号 承認

第 5 号議案

- 保 14-09 承認
- 保 14-10 承認
- 横浜南 14-02 承認

第 6 号議案

- 19 号 承認

第 7 号議案

- 11 号 承認

第 8 号議案

- 泉 35 承認

第 9 号議案

- 8 号 承認

第 10 号議案

- 承認

第 11 号議案

- 承認

議 事

- 事務局 (開会 午後 2 時 15 分)  
区役所駐車場の混雑により、定刻より 15 分遅れて開催します。  
農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。  
出席委員数報告。
- 議長 第 32 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 22 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 32 回総会を開会いたします。議事録署名人は、矢島寛委員と鈴木宏委員にお願いします。
- 事務局 それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 <第 1 号議案第 15 号を朗読>  
立地基準については、第 3 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明及び融資により資力があることを確認しています。
- 安西健一委員 切り下げ及び接続柵工事について、泉土木事務所と協議済み、相続税の納税猶予（一部確定）についても、戸塚税務署と協議済みです。また、建築許可申請済みです。
- 遠藤推進委員 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。
- 議長 相鉄いずみ中央駅から南西へ約 350m の農振白地 1 筆です。譲受人が申請地を使用貸借し、自己住宅を建築するもので、現在居住している賃貸住宅は手狭になり、譲受人の勤務地である本家にも近いことから、建築を希望するものです。
- 議長 転用面積は今回の転用計画に必要最低限となっています。
- 議長 申請地の東・西・北側は畑、南側は道路となっています。南側境界以外は周囲に 2 段積み C B とフェンスを設置します。場内の建物部分以外は C O 打設、砂利敷、張芝、土のままとし、雨水及び汚水は前面道路の公共下水道に接続します。排水最終柵及び前面道路の切り下げは泉土木事務所が施工します。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
- 委員 御質問はありませんか。なければ採決を行います。
- 議長 第 1 号議案第 15 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
- 委員 (総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第 1 号議案第 15 号については、許可相当と決定します。
- 議長 次に、第 1 号議案第 16 号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>&lt;第1号議案第16号を朗読&gt;</p> <p>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法違反はなく、預金通帳の写しによって資力があることを確認しています。関係する他法令はありません。</p>
高橋孝至委員	<p>議案の詳細については田中推進委員から説明します。</p>
田中推進委員	<p>市営地下鉄ブルーライン舞岡駅から南東に320mの調整白地4筆です。譲受人が資材置場を整備し賃借するものです。借受予定者は横須賀市で建築解体業を営んでいますが、受注案件の大部分が横浜市、藤沢市となってきたため、現在使用している資材置場から移転し、今回の申請地を賃借することになりました。</p>
	<p>申請地は計画に必要最低限の面積となっています。</p>
	<p>また、申請者の他の農地は、面積等の条件に合わないため代替性はありません。</p>
	<p>申請地の北側は公道及び畑、東側は公道、西側は畑、南側は畑及び資材置場です。</p>
	<p>申請地北側の境界は、1.0mから1.9mまでのL型擁壁及びCB3～4段積み、西側はCB2段積み、南側はCB2段積み及び1.0m型枠ブロックを設置、東側は公道に接するためブロック等の敷設はありません。また、申請地内を横断する公衆用道路、用悪水路及び雑種地との境界には地先ブロック、CB2段積み及び型枠ブロックを敷設し被害防除に努めます。</p>
	<p>なお、申請地内に含まれる用悪水路、公衆用道路及び雑種地については、使用することができないため工事の計画から外しています。</p>
	<p>雨水については場内自然浸透としますが、東側の道路面に接する手前に浸透管を埋設し、申請地奥からの雨水等を受け、既存側溝へ排水します。</p>
	<p>日照、排水等、隣接地への影響については、隣接地権者の承諾済みです。周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第1号議案第16号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案第16号については、許可相当と決定します。</p>
議長	<p>次に、第1号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第1号議案第17号を説明&gt;</p>
	<p>申請者に農地法の違反が見られたため、今回の審議は行いません。本件については申請者に違反の是正の意思があるため、保留案件とし、次回総会において改めて審議していただく予定です。</p>
議長	<p>第1号議案第17号につきましては、保留とします。</p>
議長	<p>次に、第1号議案第18号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>&lt;第1号議案第18号を朗読&gt;</p> <p>立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法違反はなく、預金通帳の写しによって資力があることを確認しています。</p> <p>また、特定都市河川浸水被害対策法の手続き不要の旨を確認済みです。</p>
横山委員	<p>日向山団地中央交差点から東に約500mの農振白地2筆です。譲受人が土地を購入し駐車場に整備し、借り受け予定者へ賃貸するもので、借り受け予定者は当初、申請地を購入予定でしたが資金面から断念しました。そのため不動産賃貸業を営んでいる譲受人が土地を購入後に駐車場を整備し、借り受け予定者へ賃貸することとなりました。借り受け予定者は現在市街化区域に隣接した住宅地で駐車場を借りていますが、騒音等の苦情を受けることが多く、移転を必要としていました。</p> <p>申請地は計画している車両を置くのに必要最低限の面積となっています。</p> <p>また、立地や面積など代替性はありません。</p> <p>申請地の東側は資材置場及び畑、南側は畑、西側は駐車場、北側は道路です。周囲はコンクリートブロック等は設置せず、転圧により周囲より地盤高を5cm程度下げることで被害防除を行います。場内は碎石敷きとし、雨水は自然浸透にて処理します。</p>
議長	<p>周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。</p> <p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第1号議案第18号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第1号議案第18号については、許可相当と決定します。</p>
議長	<p>次に、第2号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 安西八幸委員	<p>&lt;第2号議案第31号を朗読&gt;</p> <p>岡津中学校から北西に約270mの調整白地1筆です。少なくとも平成元年には現在と同じ住宅敷地の一部となっており現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第2号議案第31号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第2号議案第31号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 北村委員	<p>次に、第2号議案第32号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;第2号議案第32号を朗読&gt;</p> <p>東俣野中央公園から北西に約150mの調整白地2筆です。少なくとも平成</p>

	19年から資材置場と駐車場として利用しており現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第32号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第32号については、承認と決定します。
議長	次に、第2号議案第33号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第33号を朗読>
横山委員	かもめパークから南に約300mの農振白地1筆です。昭和53年頃に売買契約がなされ、住宅敷地として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第33号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第33号については、承認と決定します。
議長	次に、第2号議案第34号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第34号を朗読>
横山委員	上飯田町大塚交差点から北東に約250mの農振白地1筆です。昭和50年頃から資材置場兼事務所として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第34号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案第34号については、承認と決定します。
議長	次に、第2号議案第35号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第2号議案第35号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	深谷小学校から西へ約460mの調整白地2筆です。平成15年頃から駐車場として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第2号議案第35号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第2号議案第35号については、承認と決定します。
議長 事務局 安西八幸委員	次に、第2号議案第36号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第2号議案第36号を朗読> 緑園西小学校から南西に約220mの調整白地2筆です。少なくとも昭和20年代には現在と同じ住宅敷地の一部として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第2号議案第36号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案第36号については、承認と決定します。
議長 事務局 森委員	次に、第3号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第3号議案第14号を朗読> 市営地下鉄ブルーライン中田駅から東に約200mの生産緑地6筆です。ウメやブドウなどの果樹や露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第14号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案第14号については、承認と決定します。
議長 事務局 安西健一委員 遠藤推進委員	次に、第4号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第82号を朗読> 議案の詳細については遠藤推進委員から説明します。 上飯田小学校から東へ約200mの生産緑地5筆ほか農用地2筆の7筆2団地です。ネギやハクサイなどの露地及び施設栽培及び水稻の栽培をしており、肥培は管理良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第82号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案第82号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に、第4号議案第83号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第83号を朗読>

白居委員	<p>鎌倉街道の日野中央公園交差点から北東に約 100mの生産緑地 5 筆及び舞岡ふるさと村虹の家から南西に約 420mの農用地 3 筆の計 2 団地です。ハクサイ、ダイコンなどの露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理は良好です。</p> <p>なお、舞岡町については田中推進委員から日野一丁目については根本推進委員から説明します。</p>
田中推進委員	舞岡町についても肥培管理は良好です。
根本推進委員	日野一丁目についても肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 4 号議案第 83 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 83 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 84 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 84 号を朗読>
青木委員	上瀬谷小学校から西に約 360mの生産緑地 2 筆です。ダイコンやハクサイなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 4 号議案第 84 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 84 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 85 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 85 号を朗読>
安西八幸委員	岡津中学校から東に約 100mの生産緑地 2 筆です。ネギやダイコンなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 4 号議案第 85 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議案第 85 号については、承認と決定します。
議長	次に、第 4 号議案第 86 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 4 号議案第 86 号を朗読>
福本委員	議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
間邊推進委員	笹下釜利谷道路上中里団地入口交差点から南西に約 100mの調整白地 4 筆及び氷取沢交差点から東に約 200mの調整白地 2 筆、他 2 筆の計 3 団地です。ユーカリやブルーベリー及びブルー等果樹を中心に栽培しており、肥培

	管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第86号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第86号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に、第4号議案第87号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第87号を朗読>
安西八幸委員	相鉄いずみ野線弥生台駅から南西に約450mの農用地4筆1団地、農振白地4筆1団地及び県立松陽高等学校から東に約500mの調整白地3筆2団地の計4団地です。弥生台の果樹畑については、クリが植えられていましたが、草刈りをお願いし、完了したことを確認いたしました。クリの木についても枯れているものもあつたため補植をお願いしております。肥培管理は概ね良好です。 中田町の4筆については森委員、阿久和南四丁目の3筆については相澤推進委員から説明します。
森委員	中田町の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	中田町の肥培管理は良好でした。
相澤推進委員	阿久和南四丁目の肥培管理は良好でした。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第87号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第87号については、承認と決定します。
議長 事務局	次に、第4号議案第88号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第88号を朗読>
安西八幸委員	相鉄いずみ野線弥生台駅から東に約500mの生産緑地4筆2団地及び南東に約260mの生産緑地4筆1団地の計3団地です。申請地のうち4筆の果樹畑については、87号と同じ状況だったため、草刈り及び補植の指導を行いました。肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第88号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第88号については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 青木委員	<第5号議案 保 14-09 を朗読> 上瀬谷小学校から北に約 460mの農用地 1 筆他 5 筆 6 団地です。水稻などを栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案保 14-09 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案保 14-09 については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案 保 14-10 を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 青木委員	<第5号議案 保 14-10 を朗読> 上瀬谷小学校から南西に約 580mの調整白地 7 筆 1 団地ほか 4 筆 3 団地及南に 190mの農用地 5 筆 2 団地の計 5 団地です。植木及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案保 14-10 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案保 14-10 については、承認と決定します。
議長	次に、第5号議案 横浜南 14-02 を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 福本委員	<第5号議案 横浜南 14-02 を朗読> 柴漁港碑前交差点から南に約 250mの農用地 1 筆及び南西に約 400m の農用地 1 筆の 2 団地です。金沢区柴土地改良区内になります。みかん及露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案横浜南 14-02 について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案横浜南 14-02 については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 青木委員	<第6号議案第 19 号を朗読> 上瀬谷小学校から南に約 300mの農用地 2 筆です。排水改善のため、最大約 2.0mの土の入れ替えを行うものです。工期は令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日を予定しています。御審議をお願いします。
北村委員	私も何か所か見て歩きましたが、雨が降ると一週間くらいぬかるんで入れ

ない状態になります。掘ると水が湧いてきますし、ポンプを付けて排水するのですが水が溜まっていく。配管排水はしなくても大丈夫でしょうか。

青木委員  
奥村委員

ここの土地は大丈夫です。

海軍道路の西側は将来的にも農地として使うようゾーニングされている場所ですが、将来農地として使用するときの地盤レベルというのは意識しながら造成するというのが、効率がいいのではないかと思うのですが、今は持ち主によってそれぞれの都合でレベルが決まって、また更に将来大々的な造成をかけることになるというのは計画的ではないと思うのが一点と、搬入された土に廃材が混入しているという事例を伺ったわけですが、以前自然保護団体が偶々見かけて発覚し、見直しをしたということがございましたけれども、見ていないのに申し上げるわけにもいきませんが、そういうことがないようにしないと、西側は農地として使われることが前提の場所なので、証明といいますか、正しい方法で造成していますよと写真で記録を撮ってもらうといった施行の誠実さみたいなものが必要なのではと思います。仕上がった後の写真ではなく、毎回毎回やると。トラック1台ずつやるくらい厳格にさせないといけないのではないかと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

北村委員

責任は地主が持たなくてはいけない。行政でもベンチマークや計画高といった方針は、できているのでしょうか。

事務局

こちらは都市整備局が区画整理事業のなかで、農業振興の基盤を整備していくという名目で工事部隊が計画をしている所です。

質問にあります、我々が認めている農地造成と将来的な農業振興の基盤と整合性を取っているのかというと、取っていません。予定の話で申し上げますと、今年の10月に仮換地、仮換地後には順次工事に入っていくという流れになっています。ただ、こちら約240ヘクタールと広く、農業振興エリアも45ヘクタールあり一度に工事することができなくて、ブロックごとに工事をしていくようになっています。

そこで、いつまで農地造成を認めるのかというと、使用収益権は工事に入る直前まで農地を使えるというのを止めることはできないだろうということで、今こちらを受け付けている状況です。

ここも川に向かって十数メートル下がっているわけですが、なるべく平らにしながら基盤を整備していくなかで、都市整備局に委ねているという現状になります。

持ち込む土については、農地造成で変なものを入れられているというのは上瀬谷ではない案件になりますが、そちらも事務局を中心に巡回をしながら対応しているところです。

北村委員

ここは1年や2年で終わるような農地造成ではありません。基盤高をつかって、それに合わせてやっていかないと出来上がっても問題が起きるんじゃないかと思っています。

私も農地造成した際には、田んぼに2mの盛り土をするのに一日ダンプで

30～40 台運ばれてきましたが、地主としてどこの山から運ばれてきたのか、土も見ました。業者も知っていましたからチェックをして、まったく残土は入っていませんでした。そのように、地主が責任をもってやればいいのですが、業者と個人とがこれ幸いにいっぱい残土が入ればいいんだというような考え方はまずいと思います。是非行政でも指導していただきたいと思えます。

青木委員

質問の、なんで総合的に開発しないのかというと、一人の農家さんが申請をしてやる形なので、まとめて皆でやるというのが少ないのと、造成業者に隣も一緒にやったらどうなのかと聞いたところ、県に申請をしたり色々手間がかかり、一つ一つ小さい畑でやっていった方がスムーズに進むとのことでした。

もう 1 つ、残土の関係で石が混入しているということですが、前々回の造成のあと自然保護団体が回ってきて、石が出ているのにこんなのでいいのか、と業者にクレームが入り是正を行いました。それ以降気を付けて全て不純物があるものについては、スケルトンで拾い出しをするようになっています。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 6 号議案第 19 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 6 号議案第 19 号については、承認と決定します。

議長

次に、第 7 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 7 号議案第 11 号を朗読>

青木委員

議案の詳細については金子推進委員から説明します。

金子推進委員

二つ橋高等特別支援学校から西に約 250m の生産緑地 4 筆です。主たる従事者の死亡によるものです。令和 3 年 12 月ごろより体調を崩し、妻に作業を指示していましたが、令和 4 年 2 月に亡くなられました。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 7 号議案 11 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 7 号議案第 11 号については、承認と決定します。

議長

次に、第 8 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせん の協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局

<第 8 号議案 泉 35 を朗読>

買い取り希望者がいましたら、令和 5 年 3 月 7 日火曜日までに事務局に連

	<p>絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第8号議案泉35について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	<p>総員挙手と認め、第8号議案泉35については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第9号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<第9号議案第8号を朗読>
農政推進担当	<第9号議案第8号を説明>
鈴木委員	<p>谷矢部池公園から北西へ約200mの生産緑地5筆です。1区画30㎡から30.24㎡を合計30区画作るものです。管理は開設者本人が行います。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第9号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	<p>総員挙手と認め、第9号議案第8号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」及び第11号議案「農地中間管理事業の農用地利用配分計画の意見照会について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の詳細については、南部農政事務所農政推進担当から説明します。</p>
農政推進担当	<p>&lt;第10号議案を朗読&gt;</p> <p>戸塚区、栄区、泉区で田15筆・12,796㎡、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で畑162筆・149,204㎡、令和5年4月1日始期の利用権設定です。</p> <p>そのうち、農地中間管理機構の神奈川県農業公社が借りるものが、戸塚区で畑2筆・4,340㎡、泉区で畑4筆・5,395㎡。一般法人等が借りるものが、戸塚区で畑4筆・4,701㎡、泉区で畑1筆・800㎡、瀬谷区で畑3筆・1,892㎡です。</p> <p>&lt;第11号議案を朗読&gt;</p> <p>農地中間管理機構の事業実施に伴い、神奈川県農業公社が作成した農用地利用配分計画(案)への意見照会を横浜市長からされたものです。戸塚区で畑2筆・4,340㎡、泉区で畑6筆・5,395㎡を令和5年6月1日からの条件で貸借するものです。計画案どおり農地の貸し付けを行って支障ないか、御審議をお願いします。</p>
奥村委員	<p>どういう人が手を挙げて、承認されるのか、されないのかの条件があるか</p>

農政推進担当	<p>と思いますが、そのプロセスを教えてください。</p> <p>基本的には、借り手になりうる方というのは農家の方というのが原則になります。今回の計画は筆数等多いと思うのですが、合計で 85 件、筆数と件数で分けると 85 件ございます。そのうち 65 件は更新の案件になります。今までも貸し借りをしていたので、引き続き借ります、そういう農地が大半になります。その他 20 件が新規、今回から貸し借りが始まる農地もしくは違う人に切り替わるとか、そういう農地が 20 件ございます。</p> <p>この新規の手続きをする中で確認をさせていただくのが、新たに借り受ける方が既存の農地、ちゃんと耕作されているかどうかというところは確認をしております。あと、耕作をするにあたって必要な機材、耕運機だとかそういったものを所有しているのか確認をさせていただいております。</p> <p>また、新規の中には、神奈川農業アカデミーといった所で研修を受けて、それから耕作を始めるといった方もいらっしゃいますが、そちらの方々については、横浜市で認定審査会もございますので比較的耕作は問題なくできる、そういう計画が立っている、というところで確認をとっています。</p>
議長	<p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 10 号議案及び第 11 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第 10 号及び第 11 号議案については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 議長	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。</p> <p>&lt;報告事項第 1 号から第 5 号まで一括で報告&gt;</p> <p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;税制改正要望のとりまとめについて&gt;</p> <p>&lt;県農林業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて&gt;</p>
議長	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これをもちまして第 32 回総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会 午後 16 時 38 分)</p>

令和5年2月24日開催 第32回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	欠席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	議事録署名人
4	鈴木 宏		出席	議事録署名人
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	欠席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		欠席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員、山本(玲)事務職員、山本(優)事務職員  
 農政推進担当：澤事務職員、畠山技術職員